



消防団員募集

消火・防災・団結



出初式での整列



秋川流域3市町村・
第九消防方面合同総合水防訓練での土のう訓練

仲間とともに
地域で輝く



市の総合防災訓練での担架搬送訓練



消防団消防操法大会

※市では、2年に1度、消防技術を審査
●消防団員の知識の習得と技術の向上のため
●消防団員の指導など
●消防・防災訓練
●防火啓発活動
●平常時の活動
▽災害時の活動 火災発生時の消火活動や台風などの自然災害時の警戒監視など
▽平常時の活動 防火啓発活動 消防・防災訓練 消防団員の指導など

▽身分とけがをしたときの補償
消防団員は、まちを守るために活動する非常勤特別職の地方公務員という身分です。活動中にけがをしたときには、公務災害補償を受けることができます。
▽手当と報酬など 消防団には、災害活動や訓練に出動した場合の出動手当や団員報酬があります。また、一定の期間以上消防団員として勤務していた方には、退職報償金が支給されます。

▽入団できる方 市内在住・在勤の満18歳以上から満35歳までの健康な方です。消防団員の定年は、現在満40歳となっています。
▽消防署と消防団の違い 消防署は、常勤の職員が勤務していますが、消防団は自営業や会社員という仕事をもちながらも、地域のために活動している方で組織されています。

消防団とは
消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、地域住民の安心・安全のために日々活動しているかけがえのない存在ですが、近年、消防団員数は減少傾向にあります。災害に強いまちづくりのためには、このまちに暮らすあなたの力が必要です。
する消防操法大会を実施しています。

歳末特別警戒

年末を迎え、日増しに気温が下がり、暖房器具など火を使う機会が多くなってきました。空気が乾燥し、火災件数が増加するのもこの時季です。消防団では、防火対策の一環として、12月27日(火)から30日(金)までの間、歳末特別警戒を実施します。期間中、消防車両が市内を巡回し、注意を呼び掛けるための広報活動や啓発看板の設置など、各種防火広報活動を行います。
火災は皆さんの財産を奪うだけでなく、大切な思い出の数々も奪ってしまいます。一人一人が次のことを心掛け、火災を起こさないようにしましょう。
・出掛ける前、就寝前には火の元を点検しましょう。
・寝たばこやたばこの投げ捨ては、絶対にやめましょう。
・ガスコンロや暖房器具は、使い方に気を付けましょう。

あきる野市消防団協力事業所表示制度

この制度は、市の消防団活動に協力していただいている事業所に対し、「消防団協力事業所表示証」を交付するものです。
○申請方法 「あきる野市消防団協力事業所認定申請書」で申請してください。
※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
○認定基準（いずれかに該当）
・2人以上の従業員が消防団に入団していること
・従業員の消防団活動について、積極的に配慮していること
・災害時等に資機材を消防団に提供するなど、消防団活動に協力していること など

○表示証の表示など 認定期間内に限り、表示証を事業所に表示することができ、その画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページなどの広告に使用できます。

あきる野市消防団協力事業所一覧表 11月1日現在

事業所名	住 所
鈴木建築	五日市560
株式会社フジワラ技建	三内259
秋川農業協同組合本店	秋川3-1-1
秋川農業協同組合東秋留支店	二宮2305
秋川農業協同組合多西支店	草花3076
秋川農業協同組合増戸支店	伊奈859-1
秋川農業協同組合五日市支店	五日市18
有限会社アキオートサービス	小川東1-24-4
株式会社高木造園	小川東1-22-4

世帯と人口

—平成28年12月1日現在—
世帯 34,911世帯（前月比 33世帯増）
人口 81,381人（前月比 10人増）
男 40,638人
女 40,743人